

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条指導室の款に次の1項を加える。

東山区小中一貫校開設準備室

- (1) 東山区小中一貫校の開設に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 東山区小中一貫校の開設に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 東山区小中一貫校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)